

亀山市告示第71号

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市創業資金利子補給金交付要綱（平成29年亀山市告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。